



許可番号 第03563009375号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 山口県周南市大字久米1141番地の1
氏名 周南総合リサイクル株式会社
代表取締役 皇田 直樹



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 平成28年 6月24日

許可の有効年月日 平成35年 6月23日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類
裏面に記載

(2) 事業の区分
積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別紙に記載

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 6月24日 更新許可

平成28年 6月24日 変更許可 (変更事項: 特別管理産業廃棄物の種類の追加
(廃水銀等及び廃水銀等を処分するために処理したもの))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有



(裏面)



1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン又は、ダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン、ダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン、ダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉍さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又は、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン又は、ダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃石綿等
- 廃水銀等及び廃水銀等を処分するために処理したもの
- 以上9種類

(別紙)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：山口県下松市大字末武中字下和田1230番2
面積：38.5㎡
廃棄物の種類：廃石綿等 以上1種類
保管上限：77㎡（建屋内及び容器保管）

禁複写

所在地：山口県下松市大字末武中1184番1、1183番2
面積：198.1㎡
廃棄物の種類：廃石綿等 以上1種類
保管上限：267㎡（容器保管）

所在地：山口県下松市大字末武中字下和田1230番2
面積：35㎡
廃棄物の種類：

燃え殻（ホウ素又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ゲイキソ類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、ホウ素又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又は、ゲイキソ類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物、ホウ素又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ゲイキソ類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物、ホウ素又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ゲイキソ類を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（水銀又はその化合物、ホウ素又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又は、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ばいじん（水銀又はその化合物、ホウ素又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ゲイキソ類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上7種類
保管上限：70㎡（建屋内及び容器保管）

禁複写

所在地：山口県下松市大字末武中字下和田1233番7
面積：126㎡
廃棄物の種類：廃石綿等 以上1種類
保管上限：252㎡（建屋内及び容器保管）

所在地：山口県周南市大字久米字鳥越1141番1、1141番13、下松市大字末武中字
鳥越1121番1
面積：281.1㎡
廃棄物の種類：廃石綿等 以上1種類
保管上限：707㎡（建屋内及び容器保管）

所在地：山口県周南市大字久米字鳥越1141番1
面積：4.0㎡
廃棄物の種類：廃水銀等及び廃水銀等を処分するために処理したもの 以上1種類
保管上限：1.8㎡（建屋内及び容器保管）